

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

取組の方向性 18 いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援

51. いじめ防止対策の推進

全区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針^{*39}に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間^{*40}等を通じたいじめの早期発見等の取組を推進していきます。また、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」^{*41}を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかわり等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげていきます。

教育委員会では、学校問題支援室^{*42}が中心となり、学校サポートチームへの指導・助言を通じてこれらの取組を推進するとともに、関係機関との連携により問題行動が認められた場合の早期対応等について個別・具体的に支援していきます。

また、いじめによる重大事態の発生に備え、教育委員会及び教育委員会の附属機関である「いじめによる重大事態調査委員会」^{*43}の委員が、調査の手法や対応の流れ等について事前に協議を行う場として「いじめによる重大事態等に関する協議会」^{*44}を開催し、いじめによる重大事態に対する取組を推進していきます。万が一、いじめによる重大事態が発生した場合には、児童・生徒とその保護者の権利の保護を最優先するとともに、「いじめによる重大事態調査委員会」を開催するなど、重大事態に係る事実関係等を明らかにするための調査や要因の分析等を行い、再発防止に向け取り組みます。

^{*39} 学校いじめ防止基本方針…いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校がいじめ防止のために定めた基本方針

^{*40} ふれあい月間…児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導のあり方を振り返る機会として、全区立学校がいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応等に取り組む期間（6月、11月、2月）

^{*41} より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）…児童・生徒個々の学級生活における満足感や学校生活における意欲及び学級集団の状態を測定するため、児童・生徒に実施するアンケート

^{*42} 学校問題支援室…いじめや不登校等への学校の対応を総合的に支援するため、教育委員会事務局内に設置した専門家組織。指導主事、学校問題サポート専門員、スクールソーシャルワーカー等で構成する。

^{*43} いじめによる重大事態調査委員会…児童・生徒の心身又は財産への重大な被害等が発生した際の調査・対応に備えて教育委員会に設置する委員会。専門家（法律・医療・学識経験）で構成する。

^{*44} いじめによる重大事態等に関する協議会…区立小・中学校、特別支援学校におけるいじめの防止対策に関する事項等を協議する協議会。同調査委員会の構成員である専門家と教育指導課長、教育支援課長等で構成する。

52. 不登校児童・生徒への支援 <第三次実行計画事業 12>

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒自らが進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、多様な教育機会の確保に努めます。

各区立学校でのふれあい月間等でのアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかかわり等について分析することで、不登校を含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげるとともに、各区立学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図っていきます。

不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向けては、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、つくし教室^{*45}での集団活動や個別支援、フリースクール^{*46}等との連携を図ります。また、つくし教室への登室が本人の状況等により難しい児童・生徒への訪問型支援や、登室後に学校での別室登校を希望する生徒を対象に、指導員の派遣による支援等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。また、家庭と子供の支援員^{*47}の配置やスクールソーシャルワーカー^{*48}を活用した関係機関との連携により、家庭への支援を行い、不登校が生じないような学校づくりを目指すとともに、1人1台タブレット端末におけるオンライン上の仮想空間（メタバース）^{*49}を活用した居場所づくりに取り組みます。

教育委員会では、学校問題支援室を中心として、これらの取組を推進し、不登校児童・生徒に対する学校の対応を総合的に支援します。

さらに、多様な教育機会検討委員会^{*50}や多様な教育機会検討担当者連絡会^{*51}の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。

^{*45} つくし教室…さまざまな理由で学校に登校できない区立小・中学校の児童・生徒に対し、それぞれの実態に応じて集団活動や個別学習を行い、自分の進路の実現や社会的な自立を支援する教室

^{*46} フリースクール…一般に、不登校の児童・生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設を言う。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

^{*47} 家庭と子供の支援員…不登校・問題行動等の改善や未然防止のため、家庭訪問や面談等により児童・生徒及びその保護者への相談・助言等を行う支援員

^{*48} スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、児童・生徒の置かれたさまざまな環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、校内のチーム体制への支援を行う専門職員

^{*49} 仮想空間（メタバース）…インターネット上に構築された仮想の教室であり、児童・生徒はこの空間の中で自分の分身（アバター）を使って相互に交流する。

^{*50} 多様な教育機会検討委員会…不登校をめぐる諸問題の現状や対応に関する事項を協議・検討するため、教育委員会に設置する委員会。小・中学校長及び不登校担当教員の各代表と教育委員会事務局職員で構成する。

^{*51} 多様な教育機会検討担当者連絡会…多様な教育機会検討委員会において協議・検討した事項について、各学校へ共有するため、各区立学校の生活指導主任1名が参加して行う連絡会

指標 令和 5 年度末現況 【令和 9 年度末目標】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
不登校生徒のうち、 中学校卒業時点で進 路が定まっている生 徒の割合 95.5%（令和 4 年度） 【95.0%】 不登校による長期欠 席者（年間 30 日以上 欠席した児童・生徒） のうち、適応指導教 室の支援を受けた者 の割合 20.6%（令和 4 年度） 【20.0%】	ICT を活用した学習 支援	[継続]	[継続]	[継続]
	多様な教育機会検 討委員会の開催	[継続]	[継続]	[継続]
	家庭と子供の支援 員の派遣	[継続]	[継続]	[継続]
	区立図書館等を活 用した訪問型支援 の実施 3 所	区立図書館等を活 用した訪問型支援 の実施 4 所	区立図書館等を活 用した訪問型支援 の実施 5 所	[継続]
	オンライン上の仮 想空間を活用した 支援	[継続]	[継続]	[継続]

26. スクールカウンセラーの配置【再掲】

全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。

また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

53. 教育相談体制の充実

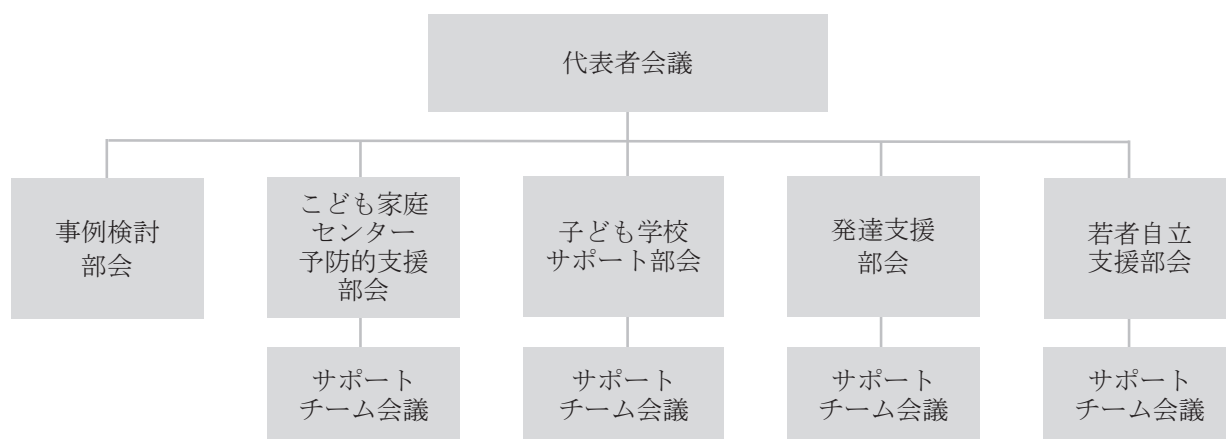
教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。

また、児童・生徒に配付しているタブレット端末を活用した相談窓口を開設します。

さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク^{*52}等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他、子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関連する機関、団体、及び児童・若者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成しています。



【主な構成機関】 相互に協力・連携

東京都児童相談センター／警視庁新宿少年センター／警察署／子ども人権委員／家庭裁判所／医療機関／民生委員・児童委員、主任児童委員／婦人相談員、母子・父子自立支援員／幼稚園、保育園、子ども園／男女共同参画センター／児童館、学童クラブ、放課後子どもひろば／保健センター／教育委員会／子ども総合センター、子ども家庭支援センター

^{*52} 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク…教育、福祉、保健等の子ども家庭関係機関の連携により、要保護児童や要支援児童への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき設置した要保護児童対策地域協議会。子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく「子ども・若者支援地域協議会」としても位置付けている。令和6年4月1日から、母子保健及び児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うこども家庭センターの機能を設置することに伴い、「虐待防止等部会」と「子育て包括支援部会」を再編し、「こども家庭センター予防的支援部会」とする。

54. 児童・生徒理解を進める研修の実施

いじめや不登校の未然防止には、小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解を進めるとともに、早期発見・早期対応に努めることが大切です。夏季集中研修や職層別研修において、児童・生徒理解にかかわる課題を協議したり、ふれあい月間のアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の結果を分析し指導に活用するなど、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。

取組の方向性 19 特別支援教育の推進

55. 特別支援教育の推進

発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を一層強化するために、特別支援教育推進員^{*53}を配置し、学級内指導体制の充実を図ります。また、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまづきを把握し適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツール^{*54}を活用し、読み書きの困難の状態をふまえた指導・支援を行います。

また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」^{*55}や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「学校生活支援シート」^{*56}、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」^{*57}の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。

さらに、リーフレットの配布や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に取り組みます。

56. 学校に対する巡回指導・相談体制の充実

学識経験者や心理職等の専門家が各小・中学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員^{*58}が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。

^{*53} 特別支援教育推進員…小・中学校において主に通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行う会計年度任用職員

^{*54} アセスメントツール…標準化された評価に用いるツール。「読むこと」「書くこと」のつまづきを把握するアセスメントツールとしては、「多層指導モデルMIM（ミム）」「URAWS（ウラウス）」「STRAW（ストロウ）」等がある。

^{*55} 就学支援シート…特別な教育的支援や個別の配慮を必要とする児童の保護者が、就学前の情報を小学校に引き継ぐシート。保護者が就学前施設等の協力のもと作成し、入学する小学校に提出する。

^{*56} 学校生活支援シート…障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で学校卒業までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する支援計画

^{*57} 個別指導計画…児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、学校が保護者からの意見等をふまえて作成する指導計画

^{*58} 特別支援教育相談員…就学相談、特別支援教育に係る巡回相談・指導を行う会計年度任用職員

取組の方向性 20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実

57. 日本語サポート指導

区立小・中学校及び幼稚園に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校（園）生活へ円滑に適応できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは各学校・園へ日本語サポート指導員^{*59}を派遣し、日本語初期指導として集中・個別指導を行います。日本語初期指導の実施時には、指導員が日本語の初期指導とともに、児童・生徒に対しては、タブレット端末の使い方についてのサポートも行い、自学自習を支援していきます。

日本語初期指導終了後は、希望者に対して放課後に日本語による教科の学習指導を実施します。

また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に、希望する進路の実現に向けた学習指導を行い、進学等を支援します。

さらに、日本語学級の設置校ではICTを活用し、学習した日本語を用いて他者と会話をする機会を増やすことで、習熟を促していきます。

58. 外国籍等の子どもや保護者への教育支援等

保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」^{*60}への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、公開します。

また、学校から家庭へのさまざまな連絡文書の翻訳事例を作成・公開するとともに、保護者会への通訳派遣等の支援を行います。

59. 外国籍の子どもへの就学支援

区内には、日本に在留する外国人とともに、学齢期の外国籍の子どもも多い現状であり、外国籍の子どもたちが自らの力で生きていけるように学習の機会を持つことが大切です。そのため、就学状況についてアンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、不就学となっている外国籍の子どもに対して、就学促進を図っていきます。また、これから学齢期を迎える子どもに対しても、就学の機会を提供できるよう、対象の家庭に対する周知活動を行っていきます。

^{*59} 日本語サポート指導（員）…日本語の初期指導が必要な子どもが在籍する学校（園）で、週2～3日、個別に日本語の指導や学校（園）生活への適応支援を行う指導（員）

^{*60} 総合的な学習の時間…自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育むこと等をねらいとする時間

取組の方向性 21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流

60. 共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流^{*61}や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を推進します。

また、外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。

取組の方向性 22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備

3. 放課後等学習支援【再掲】

授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各校の取組として、放課後等学習支援員（スクールスタッフ）を配置し、基礎学力の定着を図っています。

また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒に対して、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、学習意欲がより高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行っています。

さらに、放課後等学習支援においてもタブレット端末のデジタルドリル教材を活用するなど、個々の状況に応じた支援を進めていきます。

46. 学校図書館の充実【再掲】

子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全区立学校に配置（週2回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、児童・生徒の読書活動を支援します。

朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。

また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。

^{*61} 副籍交流…特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の指定校に副次的な籍を持ち、その学校の児童・生徒と交流すること

61. 専門人材を活用した教育相談体制の充実

全区立学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して子ども家庭支援センター等の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを構成する関係諸機関と連携し、早期の課題解決を図ります。

53. 教育相談体制の充実【再掲】

教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。

また、児童・生徒に配付しているタブレット端末を活用した相談窓口を開設します。

さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

62. 公私立幼稚園保護者の負担軽減

幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、区立幼稚園の入園料及び保育料を無料としています。また、私立幼稚園保護者に対しては、入園料及び保育料について補助を行います。

公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより、保護者の選択の幅を広げ、就学前の子どもに対する保育・幼児教育の機会の充実を図ります。

63. 就学援助

経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。

64. 奨学資金の貸付

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）・高等専門学校・専修学校の高等課程に入学・在学する生徒（区内に居住）のうち、成績優秀で、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の一部の貸付けを行います。なお、国や東京都の給付金・助成金が充実し、貸付型の奨学金の需要が少なくなっていることから、今後、区における奨学資金の貸付の見直しについて検討していきます。

65. 入学祝金支給 **新規**

新たに小・中学校に入学する学齢の子どもたちを対象に、新小学1年生に5万円、新中学1年生には10万円の入学祝金を支給することで、入学時の家庭の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

66. 学校給食費等助成 **新規**

区立小・中学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等に区立学校の給食費相当額を支給することにより、子育て世帯の負担を軽減し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。